

市ホームページ 一時停止します

サーバー設定作業のため、市ホームページを一時停止します。
 ご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。
 日時 9月15日(土)午前9時〜午後4時
 ※停止する時間は変更する場合があります。
 ※作業終了後2日間は、市ホームページにアクセスしづらいことがあります。
 問合せ 情報システム課情報化推進係



資源容器を使いましょう

硬質プラスチックや金属、空き缶、空きびん、ペットボトルを出す際は、レジ袋削減のために、バケツやかごなどの任意の容器を使いましょう。

硬質プラスチックや金属を出す場合は、特に「資源容器」「資源入れ」など、任意の容器であることをわかりやすく表示してください。容器に張る表示用のシールを生活環境課生活環境係で配付していますので、活用してください。

また、バケツやかごなどの容器を資源として出す場合は、透明または半透明の袋に入れて出してください。入れる袋がない場合は、収集の際に収集員が迷わないように「容器ではありません」などの表示をしてください。
 ※50cm以上のものは粗大ごみです。資源としては出せませんので、注意してください。

※50cm未満にすると、資源で出すことができます。

※集合住宅などは、透明または半透明の袋で出すこともできます。

たま川兄弟 減右衛門と量右衛門のこれやってる？
 <資源容器の巻>

資源容器を使おう！
 生活環境課でシールがもらえるよ！



資源容器を使えば、レジ袋削減につながるよ！



燃やせないごみを出す前に…

4月から、分別種類の追加および分別方法の一部を変更しました。しかし、燃やせないごみの分別誤りが多く見受けられます。

新しい分別を、資源リサイクルマニュアルでもう一度確認しましょう。

◆◆燃やせないごみに誤って入っているもの◆◆		
	分別種類	出し方
容器包装プラスチック (カップ麺などの容器・弁当の容器・菓子の袋・デザート の容器など) 	容器包装プラスチック (資源ごみB)	洗うなどして汚れを落としてから透明または半透明の袋に入れて出してください。 ※洗っても汚れの落ちない、または洗うことが困難なものは「燃やせるごみ」で出してください。
ペットボトルのキャップとラベル 		
軟質プラスチック製品 (カップ・浮き輪など容器包装プラスチック以外の軟らかい素材のビニール・プラスチック製品)	燃やせるごみ	市指定収集袋(青色)に入れて出してください。

◆◆燃やせないごみで出すもの◆◆

①時計、傘などプラスチックと金属の複合製品 ②ラジカセ、電話機などの小型家電製品 ③茶碗、コップなど陶磁器・ガラス類

燃やせないごみを出す場合は、燃やせないごみ以外のものが入っていないことを確認してから出しましょう。

75歳以上の方へ
 一定の障害がある方は
 65歳以上
平成20年
4月から

後期高齢者医療制度が始まります



平成20年3月まで

国民健康保険や会社の健康保険などに加入しながら「老人保健制度」で医療を受けます
 窓口で提示するもの

- 加入している医療保険の保険証
- 医療受給者証



平成20年4月から

新しい「後期高齢者医療制度」で医療を受けます
 窓口で提示するもの

- 新たに発行される後期高齢者医療制度の保険証

何が変わる？

運営主体は「東京都後期高齢者医療広域連合」
 運営主体は東京都後期高齢者医療広域連合となり、申請や保険料の徴収は市区町村が行います。

窓口での自己負担は変わりません
 医療機関の窓口で支払う自己負担は、今の老人保健と同じ1割(現役並み所得のある方は3割)負担です。

新しい保険証が1人に1枚交付されます
 平成20年3月ごろ、新たに後期高齢者医療制度の保険証が1人に1枚交付されます。

皆さんの保険料が大切な財源です
 保険料率は東京都内で同じになり、保険料は原則として年金から徴収されます。今まで自分で保険料を払っていなかった被扶養者の方も負担します。

問合せ 保険年金課高齢医療・年金係

※東京いきいきネットホームページも利用してください。

**青梅社会保険事務所が
開設されます**

10月1日(月)、小作駅東口から徒歩3分の小作駅北交差点近く(宇源ビル3・4階)に青梅社会保険事務所が開設されます。
 年金に関することで不明な点など、ご相談ください。
 電話番号 0428-30-3410(10月1日(月)～)
 問合せ 保険年金課高齢医療・年金係

すべての人が尊厳を持って暮らせる地域づくりのために

**第1回高齢者虐待防止連絡
会議を開催しました**

高齢者への虐待の防止と早期発見、早期解決のために、弁護士・医師会・介護保険事業者・民生委員・町内会自治会・警察署・保健所などの関係団体・民間団体の代表者14人で構成する「高齢者虐待防止連絡会議」を設置しました。

7月20日(金)、第1回連絡会議を開き、協力連携の必要性を確認し、それぞれの立場で情報・意見交換を行いました。

問合せ 高齢福祉介護課地域包括支援センター

屋外広告物は ルールを守って設置しましょう

建築物の屋上や壁面などに設置する大型の広告塔や広告物は、適正に設置・管理しないと落下や倒壊などの危険性があります。

一般の看板なども、無秩序・大量に表示されるとまちの美観を損ねることになります。

屋外広告物はルールを守って正しく設置してください。

屋外広告物とは？

常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、看板・立て看板・はり紙・はり札・広告塔・広告板・建物そのほかの工作物などに掲示または表示されたもの、ならびにこれらに類するものをいいます。

民地や事業所の敷地内ものは？

民地や事業所の敷地内のもので、右記の要件を満たしている場合は、営利的なものはもちろん、絵・商標・シンボルマークなどすべて屋外広告物となります。

屋外広告物に該当しないもの

- 工場、事業所内などで、その構内に入る特定の者のみを対象とするもの
- 街頭演説などのぼり旗など、一時的で設置者の直接的な管理下にあるもの
- 単に光を発するものや音響広告

屋外広告物を表示するには許可が必要です

屋外広告物法、東京都屋外広告物条例により表示できる区域や広告物の規格などが定められています（届出をしなかった者や違反者には罰則が適用される場合があります）。

許可申請の手続き

- 電柱・標識・車体利用の広告物など表示・設置届が必要な場合 ↓ 多摩建築指導事務所管理課（立川合同庁舎）
☎ 042-1548-2029
- 右記以外の広告物 ↓ 羽村市土木課道路公園係
※申請には所定の手続きが必要です。

その他の確認・許可

- 広告塔・広告板などの高さが4mを超える場合 ↓ 建築基準法に基づく工作物の確認が必要となるため、多摩建築指導事務所建築指導第3課（青梅合同庁舎内）へ申請してください。
☎ 0428-123-3423

● 広告物を道路（上空も含む）に掲出する場合 ↓

道路法に基づく道路占用許可と道路交通法に基づく道路使用許可が必要です。

国道：相武国道事務所 ☎ 042-643-2007

都道：西多摩建設事務所 ☎ 0428-22-2517

市道：羽村市土木課道路公園係

道路使用許可：福生警察署 ☎ 551-0110

問合せ 土木課道路公園係

第7回はむらふるさと祭り

今年も、よさこいソーランで盛り上がります。

日時

9月29日(土)午後1時～8時

9月30日(日)午後1時～6時

会場

小作駅東口広場周辺

問合せ はむらふるさと祭り実行委員会

伊藤 ☎ 554-5581

今年もよさこいソーランで
盛り上がりましょう！



西多摩地区消防大会

9月22日(土)にサマランドで行われる西多摩地区消防大会に羽村市消防団第5分団が羽村市の代表として出場します。

皆さんの応援をよろしくお願ひします。

問合せ 生活安全課防災係

表彰



東京都町村体育協会連合会から表彰

7月22日(日)、昭島市民会館で行われた第41回東京都町村総合体育大会総合開会式で表彰されました。

特別功労表彰 柴田昌孝さん(NPO法人羽村市体育協会顧問、前会長)



NPO法人羽村市体育協会会長および東京都町村体育協会理事長の要職を歴任され、会の発展に寄与された功績が認められたものです。

功労表彰 本田文栄さん(NPO法人羽村市体育協会総務部長)



体育協会組織の普及、発展に尽力された功績が認められたものです。

問合せ スポーツセンター ☎5555-0033

福祉



障 受給者証が新しくなります

9月1日(土)から障 受給者証が新しくなります。新しい受給者証を8月中旬に送付しました。これまでの受給者証は、障害福祉課障害福祉係に返却してください。

住所や保険の種類が変わったり、転出、死亡、施設入所など資格がなくなった場合は、手続きが必要です。

受給者証の交付対象 身体障害者手帳1・2級(内部障害は3級を含む)、愛の手帳1・2度をお持ちの方

※規定の所得制限額を超える方、65歳以上で新規に障害認定された方、(老)医療受給者証をお持ちで住民税が課税されている方などは対象となりません。

問合せ 障害福祉課障害福祉係

東京都シルバーパスの更新

満70歳以上の都民の方に、申込みにより、都バス、都営地下鉄、都電、都内民営バスを利用できる「東京都シルバーパス」が発行されます。

有効期限が、平成19年9月30日までのシルバーパスをお持ちの方に、東京バス協会から必要書類が送付されます。次の

期間に更新手続きを済ませてください。
日時 9月3日(月)・5日(水)・7日(金)・12日(水)・13日(木)・19日(水)・20日(木)・27日(木)・28日(金)午前10時〜午後4時
会場 市役所1階101会議室
必要書類など

- ①シルバーパス更新申込書
- ②住所・氏名・生年月日が確認できる身分証明書(保険証または免許証)
- ③平成19年9月30日まで有効のパス

次の方は費用1000円で交付されます

■平成19年度市民税が「非課税」の方
必要書類 次のうち、いずれかの書類ひとつ(提示のみ)

- (1)平成19年度介護保険料納入(決定)通知書の所得段階に1・2・3・4のいずれかの段階が記載されたもの
- (2)平成19年度住民税非課税証明書
- (3)生活保護受給証明書

■平成19年度「経過措置」の対象の方
必要書類 次のうち、いずれかの書類ひとつ(提示のみ)

- (1)平成17年度介護保険料納入(決定)通知書の所得段階に1・2・3のいずれかの段階が記載されたもの
- (2)平成17年度住民税非課税証明書

10月1日以降に交付を希望される方は

バス営業所、シルバー人材センター(毎月始めの平日5日間のみ)で受け付けます。

問合せ 東京バス協会シルバーパス専用 ☎03-53308-6950(土)

家具転倒防止器具を給付します

70歳以上の高齢者世帯などに、災害時に家具の転倒を防止する器具を給付しています。

■**転倒防止支柱** たんすなどの上に設置し、天井と固定します。

■**転倒防止版** 家具の下に敷き、家具を安定させます。

対象 ①市内在住の70歳以上のひとり暮らしの方、または70歳以上の方のみの世帯 ②介護保険の要介護認定の結果、要介護3以上の認定を受けた方を在宅で介護している世帯 ③身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度をお持ちの方がいる世帯 ※一度給付された世帯は対象となりません。

個人負担額 器具購入費用および取り付け費用の1割

給付数 1世帯につき家具転倒防止器具3組まで

申込み・問合せ 高齢福祉介護課高齢福祉係、障害福祉課障害福祉係